

「農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援」について

サービス加速化事業(スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業)

令和8年度予算額2,530百万円の内数(前年度 30百万円)

〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

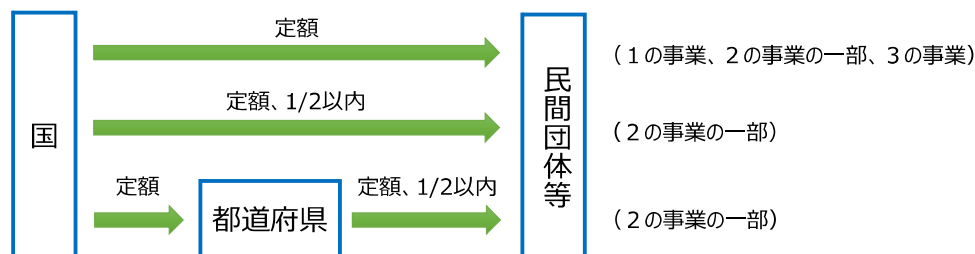
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。【補助上限額：7,000万円】
- ②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

農業支援サービス立上げ・事業拡大支援(別記2)
農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援
推進事業(別記2)
国(農政局)(直採) + 都道府県(間接補助)
ソフト(定額)、セミハード(1/2以内)

2. 農業支援サービスの育成加速化支援(ソフト・セミハード・ハード)

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援(ソフト・セミハード)



・サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要施設整備の支援(ハード)

(例)
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



【お問い合わせ先】農産局技術普及課(03-6744-2107) 10

(別記2)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

1 事業内容

サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入等を一体的に支援する。

2 事業メニュー、補助率等

ソフト+セミハード

① 立上げ・事業拡大の取組（ソフト）

：定額（上限最大3,000万円※）

② スマート農業機械等の導入（セミハード）

：1/2以内（上限最大5,000万円※）

（導入又はリース導入、中古農機も可
（耐用年数残存2年以上））

（※サービス事業の提供範囲等により上限額が
異なります）

3 主な実施要件

事業実施主体（サービス事業者）は、
本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること

4 成果目標及び目標年度

- (1) 成果目標：事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標
- (2) 目標年度：事業実施年度の翌々年度

5 主な審査基準（加点要素）

- ・計画内容の実効性
- ・サービス提供面積の拡大量
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等にポイント加算

6 事業執行の流れ



取組のイメージ

どなたでも、サービス事業者として活躍できます！

JA
農業者



地域の農業者の
基幹作業を代行



田植え機



トラクター



コンバイン

個人事業者



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

食品事業者
集荷事業者



原料(集荷)農作物
を生産する農家の
収穫作業を代行



コンバイン



収穫機

資材販売店



追肥・防除など
販売する資材の
農作業を代行



散布機

建築事業者



技術を活かして、
均平作業などを
代行



トラクター

+

アタッチメント(均平機)

サービス事業に必要な機械は全て半額補助※します。

※補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)

(別記2)事業の支援対象となる農業支援サービス事業とは 1/2



事業の支援対象（例）

本事業は、**農業支援サービス事業が支援の対象**になります。

農業支援サービスとは

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組のことをいいます。

また、これを行う者を「農業支援サービス事業者」といいます。

このため、農業支援サービス事業に該当する事業を実施しようとする者であれば、業種の別、個人、法人の別、事業規模など関係なく、本事業の支援対象になり得ます。

（以下の事例は令和7年1月時点）

農業支援サービスの事例①：JA出資型法人による事例

【事例：株式会社アグリプラン】

- 平成6年にJAふらのの100%出資法人として誕生。当初は手作業の労働者の派遣を実施。
- 地域の農業者の減少と規模拡大に伴い、機械作業受託を徐々に拡大
- 現在、正社員29名、臨時社員24名が在籍し、人参、豆類、加工馬鈴薯等の播種・収穫等の機械作業を幅広く展開



農業支援サービスの事例②：農機メーカーによる事例

【株式会社クボタ】

- 貸出機械は、小型・中型トラクター、リモコン草刈機、ロータリー、小畝用マルチローターなど
- 茨城県つくばみらい市、下妻市、京都府亀岡市、滋賀県甲賀市、兵庫県神戸市等、全国10拠点でサービスを展開
- メンテナンスはクボタが実施し、利用者はトラクター等の保管場所から自ら自走するかトラックなどで運搬



操作説明の様子

(別記2)事業の支援対象となる農業支援サービス事業とは 2/2



事業の支援対象（例）

事例の出典：

- ・農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_tihoujirei.html)
- ・農林水産省「スマート農業をめぐる情勢」
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>)

農業支援サービスの事例③：電力会社による参入事例

【事例：九電ドローンサービス株式会社】

- 電力事業で培ったノウハウと実績をもとに、ドローンによる点検や測量、農薬散布等を提供
- 令和2年度から大分県を中心に「ドローン農薬散布サービス」を開始
- 令和4年度から九州内の全エリアに拡大中



農業支援サービスの事例④：建築会社の参入事例

【事例：土橋産業株式会社】

- 建築業を主業とする同社が新規事業として、ドローンによる防除作業の受託を2020年7月から開始



農業支援サービスの事例⑤：食品事業者の参入事例

【事例：カゴメ株式会社】

- トマトジュースの原料となる加工用トマトを契約栽培で調達し、生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンで、製造・販売を行う
- 平成26年より農機メーカーと共同で開発した収穫機の契約生産者へのレンタルを開始
- 現在、北海道から広島まで全国13都道府県でサービスを提供



加工用トマト収穫風景

農業支援サービスの事例⑥：スタートアップ企業の参入事例

【事例：株式会社レグミン】

- 自社開発の露地用農薬散布ロボットを用いたねぎの農薬散布サービスを提供するほか、ねぎの定植作業や収穫作業、収穫後の皮むき等の調製作業等、ねぎに関する農作業受託サービスを展開
- R5年度は、埼玉県深谷市、熊谷市において100ha超の農薬散布サービスを実施



自立走行型ロボットによるねぎの農薬散布

このほか、センシングを通じた可変施肥マップの作成などのデータを活用したデータ分析サービス、農業人材の派遣事業などの人材供給型サービスも、農業支援サービス事業に該当します。

(各事例は令和7年1月時点)

(別記2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうち

①立上げ・事業拡大の取組

公募対象

区分け	都道府県域内で事業を実施する場合	複数の都道府県で事業を実施する場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援 ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施に要する経費	
成果目標	事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	補助率: 定額 補助上限: (ア)(イ)以外の場合: 1,500 万円 (イ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合: 3,000万円 ※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))	補助率: 定額 補助上限: 1事業実施主体当たり3,000 万円
補助対象経費	サービス事業を企画・運営する専門人材の育成のための研修受講費／サービス事業の検討等に必要な機械の改修等に係る人件費や原材料費／説明会やデモ実演会に係る会場借料や設営費／サービス事業の普及のための情報発信費／本事業の取組に直接必要な旅費 等	
加算ポイント	・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等	

※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

(別記2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうち ②スマート農業機械等の導入

公募対象

区分け	都道府県域内で事業を実施する場合	複数の都道府県で事業を実施する場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	農業支援サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に係る経費を支援	
成果目標	①ー1と同(事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標)	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	補助率:1/2以内 補助上限: (ア)(イ)及び(ウ)以外の場合:1,500万円 (イ)スマート農業機械を導入する場合:3,000万円 (ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合:5,000万円 ※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))	補助率:1/2以内 補助上限:5,000万円
補助対象経費	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費(中古農機は耐用年数残存2年以上) ・上記で導入したスマート農業機械等の運搬のために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	
加算ポイント	・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合 自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)/電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)/可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等)/センシングドローン/申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等	

※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

(別記2)事業の支援内容について



支援内容

本事業は、サービス事業者の**立上げ**や**事業拡大**について、以下の経費を支援します。

- ① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等の経費（ソフト事業）
（**立上げ・事業拡大の取組**）
補助上限：3,000万円（※）、定額（1事業実施主体当たり）
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費（セミハード事業）
（**スマート農業機械等の導入**）（リース導入、中古農機（残存2年以上）も可）
補助上限：5,000万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）

※補助上限額について

- ・ この補助上限額は国による公募の対象の場合の額です。
- ・ 国による公募の対象は、複数の都道府県で事業を実施する場合です。
- ・ 都道府県域内で事業を実施する場合は、国による公募の対象ではなく、都道府県が別途募集を行います。この場合の補助上限額は①のソフト経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*1））、②の機械導入経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*2））、5,000万円（条件*1）です。
 - （条件*1）：事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合
 - （条件*2）：スマート農業機械を導入する場合

※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、複数都道府県へサービスを提供する場合には5,000万円となります。

(別記2)事業の活用イメージ(ソフト事業)

例1：専門作業受注型

ドローンによる播種・防除・肥料散布、農薬散布ロボットによる防除を行う事業者における、**デモ実演に必要な職員の旅費、技術実証のためのほ場の借上費、事業量の拡大に対応するために新たに必要の人材のドローン操作研修の受講料やサービス事業に新たに従事する社員の人材育成に要する人件費**（人件費については次ページも参照）等

例2：機械設備供給型

農業用ドローンの貸し出しを行う事業者における、**産地への周知活動に必要な情報発信費や旅費等**

例3：人材供給型

作業者の派遣を行う事業者における、**派遣作業員の農作業に係る研修受講費や、派遣先となる可能性のある産地における人員の需要時期・需要量、作業内容等の事前調査に係る旅費等**

例4：データ分析型

病虫害予測システムや収穫予測システム等を提供する事業者における、**個別産地や品目に適応するためのシステム改修に係る委託費**（他社に委託する場合）や役務費（委託費にあたらないう軽微なもの）、**現地調査に要する旅費等**

(別記2)ソフト事業の補助対象経費となる人件費

補助対象経費となる人件費について

本事業はサービス事業体の新規事業立上げ又は事業拡大当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とし、補助対象経費のうち人件費については、実施要領により、
「本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る」と規定しており、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となっておりません。

申請の際、事業計画に人件費を計上しようとする場合は、上記の補助対象経費に該当する人件費であるか精査の上、補助対象経費以外の人件費が計上されないようご確認ください。
(一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆるOJT(On-the-Job Training)方式により、例えば、作業員1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業員の指導を行う場合、対価を得る作業員1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者1名の人件費は補助対象となります。)

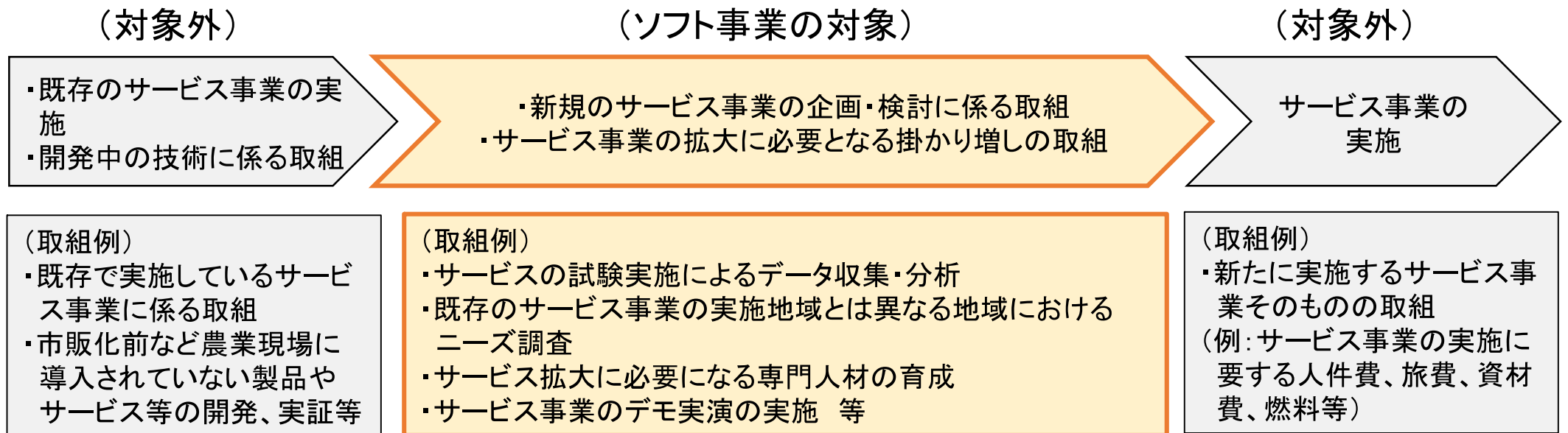
なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、当該通知に基づいて算定するようご注意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。

(別記2)ソフト事業の対象となる取組とサービス事業の関係

ソフト事業の対象となる経費は、サービス事業の実施そのものに係る経費ではありません。

サービス事業実施の前段階の、新規のサービス事業の企画・検討に係る取組(例: ニーズ調査、データ収集・分析)やサービス事業の拡大に必要となる掛かり増しの取組(例: 専門人材の育成、デモ実演、情報発信等)が補助対象になります。



(参考) (セミハード事業で導入したスマート農業機械等については、事業の対象となったサービス事業の実施のために適切に利用等をしていただく必要があります。)

(別記2)事業の活用イメージ(スマート農業機械等の導入)

過去の類似事業(※1)で、以下のようなスマート農業機械等が導入されています(画像はイメージ(※2))

無人航空機
(農薬散布等用)



自動操舵システム

コンバイン



草刈り機、除草機



トラクター



(アタッチメントと一体で導入することも可能です)

田植機



その他の農業機械
(ブロードキャスター、ロータリー等)



※1: 強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス支援タイプ)
スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
農業支援サービスインキュベーション緊急対策
農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

※2: 農林水産省「新技術_製品・サービス集」

(別記2)事業の留意事項 1/3



農業支援サービスの対象にならないもの



●農作物の生産と直接関係ない用途

- × 農道やため池等の保守管理、遊休地の除草等、農業用施設等の保守・管理等でのサービス提供
- × 畜舎への遮熱剤の散布の代行等、畜産農業に関するサービス提供

●農業生産資材(種苗、肥料、農薬、機械)の販売

- × 単なる農業生産資材(種苗、肥料、農薬、機械)の販売

●農作物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行

- × ライスセンターや選果場、農作物の加工施設(食品産業事業者)の提供、乾燥・調整・加工・出荷作業の代行

※ただし、上記代行事業者が行う収穫作業の代行やデータ分析型サービス等は対象

●各種申請の代行(ドローン、Jクレジット)

- × 農薬の空中散布に係る航空局への代行申請
- × 農地へのバイオ炭の施用と併せた「Jクレジット」の申請代行(農業者個人では手続きが困難)

(別記2)事業の留意事項 2/3



スマート農業機械等の導入



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

【よくある質問】

Q: 専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A: 対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の**運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象**となります。

Q: 軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A: 対象になりません。**圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定**しており、**軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません**。なお、セーフティローダー以外には、セーフティローダーダンプ、積載型トラッククレーン、セルフローダー、アームロール車等も対象になります。



導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、



実施要領をよくご確認くださいようお願いします。

(別記2)事業の留意事項 3/3



事業の対象経費（利益等排除）

例えば、スマート農業機械等の導入の取組において
農業機械メーカーやその子会社であっても、
本事業の**事業実施主体になることが可能**です。

農業機械メーカーやその子会社が事業実施主体になる場合など、**利益等排除が必要になる場合があります。**

(1) **事業実施主体自身**で農業機械を調達する場合

事業実施主体の自社調達の場合は、**原価をもって補助対象額**とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) **100%同一の資本に属するグループ企業や事業実施主体の関係会社**から農業機械を調達する場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、**取引価格をもって補助対象額**とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

サービス事業者のサービス提供範囲別の申請先の考え方

【最初に】

本事業では、都道府県が農業現場の実情を踏まえ、産地が必要とするサービス事業者を支援できるよう、サービス事業者のサービス提供範囲が都道府県域に留まる場合は事業の申請先を都道府県としています。

一方、サービス事業者は多様であり、その活動範囲は都道府県域に留まらず複数県にまたがるものも想定されることから、複数都道府県域へのサービスを提供するサービス事業者の場合は基本的に国において支援することとしますが、そのような事業者であっても、自県が抱える産地にとって必要なサービス事業者と判断される場合には、県で支援いただくことを妨げるものではありません。ここでは、推進事業における事業実施主体の申請先についての基本的な考え方をお示しします。

【申請先選択の基準】

事業の申請先は、サービス事業者が提供するサービスの裨益度により選択します。

具体的には、サービス事業者の所在地にかかわらず、サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が所在する都道府県への申請を基本とします。

1 サービス事業者が提供するサービス提供先(利用者又は提供面積)が都道府県域内の場合

➡申請先は都道府県知事とします

例1 事務所の所在地、サービス提供地域がともにA県の場合・・・A県へ

例2 事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供地域の全てがB県の場合・・・B県へ

2 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数都道府県にわたる場合

公募対象

➡原則、申請先は国とします

例3 事務所の所在地はA県、サービス提供地域はA県とB県、サービス利用者又は提供面積がそれぞれ一定の裨益がある場合・・・国（農政局等）へ

※サービス提供地域が複数の農政局の所轄する都府県にわたる場合は事務所の所在地又はサービス提供の割合が多い農政局へ

【その他】

採択の判断を行うための資料として、事業実施計画書には、サービス事業者が提供するサービスの利用者や提供範囲がわかる資料の添付を必須としています。

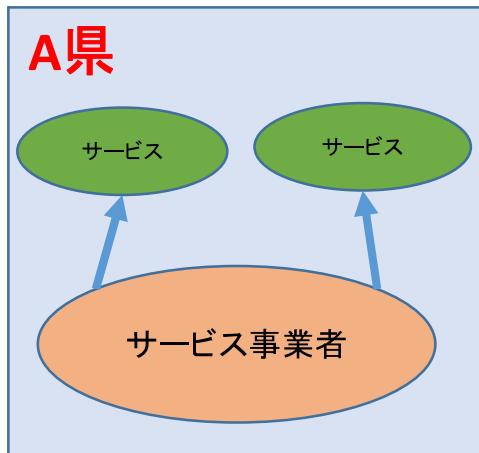
サービス事業者のサービス提供範囲による申請先のイメージ

- 1 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合
➡ 都道府県知事に申請

事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）

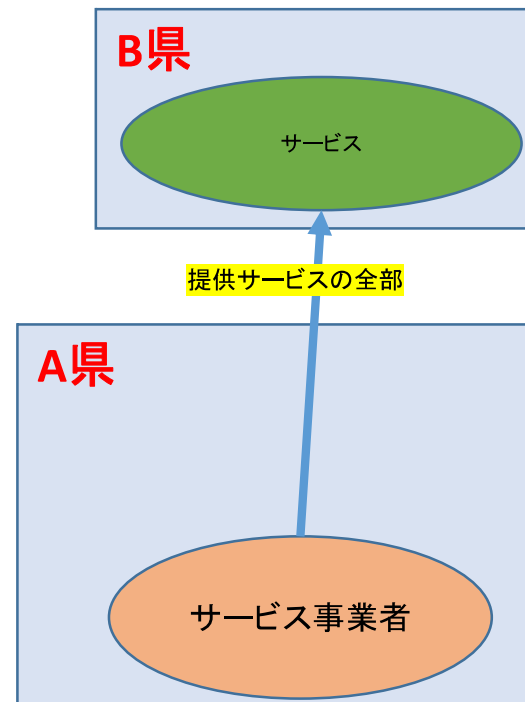
➡ A県へ申請



事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

➡ B県へ申請



公募対象

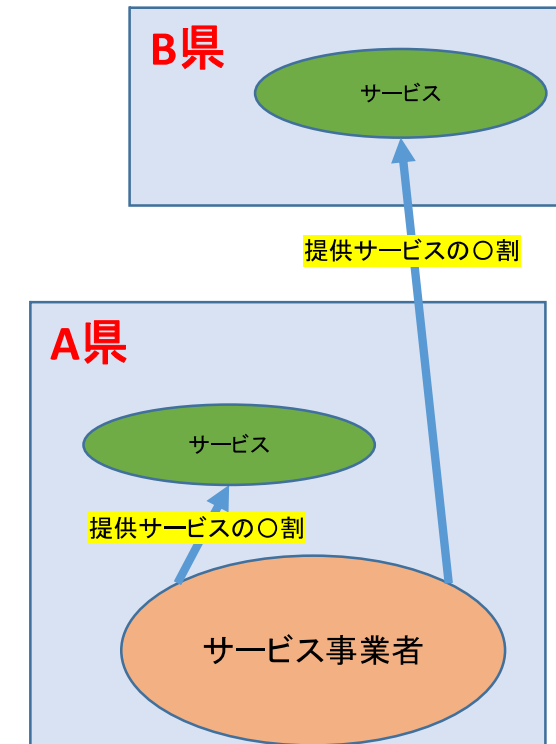
- 2 1以外の場合
（サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合）
➡ 地方農政局長等に申請

事例3

複数県にサービスを提供している場合

➡ 国へ申請

※A県とB県が別の農政局所轄の場合は、事務所の所在地若しくはサービス利用者又は提供面積の割合が多い農政局へ



※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

(別記 2)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

【よくある質問】

Q 1 : 事業実施主体の「サービス事業者」はどのような者が対象になるのか。

A 1 : 本事業の「サービス事業者」は既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み、個人事業者（事業を行う個人）、法人、J A、地方公共団体等多様な者が事業実施主体となることが可能です。

Q 2 : どこに申請すればよいのか。

A 2 : 事業を都道府県域（北海道にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域）で行う場合は都道府県、事業を複数の都道府県（北海道にあっては、原則北海道内の複数の総合振興局・振興局）で行う場合は地方農政局等が申請先となります。

Q 3 : ドローンのライセンスなどの取得も対象となるのか。

A 3 : サービス事業を企画・運営する専門人材の育成として、ドローンメーカーやドローンスクール等が実施する技能講習などの受講については「研修受講費」として対象になります。なお、個人の資格取得のための費用（資格試験の受験費用など）は補助対象となっていません。

Q 4 : 本事業で補助対象となる人件費はなにか。

A 4 : 本事業で補助対象とする人件費は、本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修等の実施に係るものに限るとしています。サービス事業の提供に対して対価を得る行為（サービス事業の実施そのもの）に係る人件費は補助対象外ですのでご注意ください。

Q 5 : サービス事業を行うために導入した農業機械を、自分の農地で使用してもよいのか。

A 5 : スマート農業機械等の導入は、農業支援サービス事業を行うために直接必要となる場合に限定しており、自分の農地に対する農作業は農業支援サービス事業に該当しないため、使用することは認められません。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 R8年度 事業執行スケジュール（予定・イメージ）

令和8年

8月

9月

10月

11月・・・

令和9年

4月

5次公募

書類等確認機関による事前確認
提出期限9/7(月)

事業実施主体の募集
8月5日～9月24日

審査

審査結果通知
10月下旬以降

割当
内示
11月下旬以降

交付
申請

交付
決定

補助事業の実施

実績
報告

(別記2の注意点)

- ・事業実施計画書等を作成し**書類等確認機関からの事前確認を受けた上で国へ提出してください。**
なお、書類等確認機関への申請書類提出期限は、国の公募期限（締切日）より前となりますのでご注意ください。

○書類等確認機関における事前確認の受付期限：**9月7日(月)17:00**まで

○書類等確認機関：一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会
・書類等確認機関HP：<https://j3a.or.jp/>

- ・審査の結果、採択となった場合は、必要に応じて事業実施計画書の修正を行った上で、交付申請書を国へ提出してください。

- ・交付決定通知書の受理後、事業開始となります。（事業に係る発注・契約等が可能）

- ・（事業完了した日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに）実績報告書を国へ提出してください。

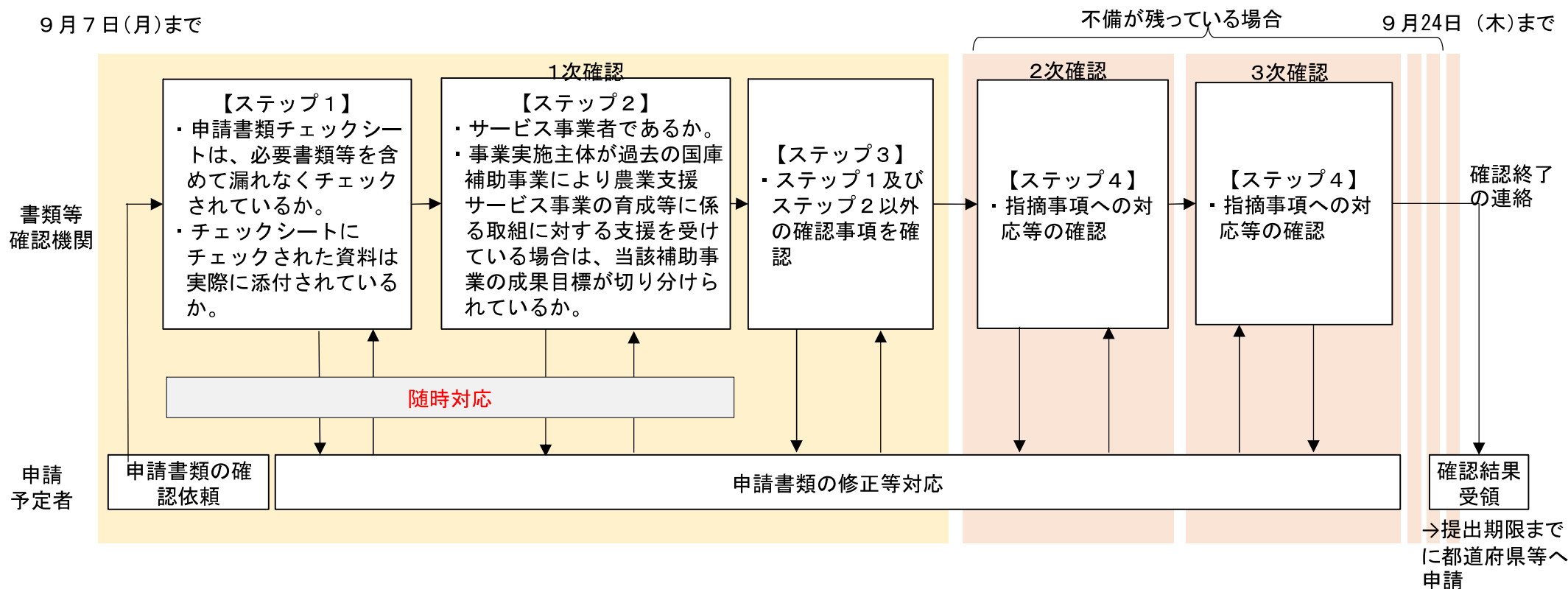
- ・令和9年3月31日までに事業を完了

※スケジュールは今後変更があり得ます。また、事業メニューによりスケジュールが異なります。
※申請先が都道府県となる場合については、都道府県により異なり、事業実施期間が上記より短くなる可能性があります。募集状況は、申請先となる都道府県へご確認ください。

※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

書类等確認機関による申請書類の事前確認について 予定スケジュール

- ・応募申請にあたっては、書類等確認機関から申請書類の事前確認を受ける必要があります。
- ・ **書類等確認機関への事前確認書類の提出期限は9月7日(月)まで**となっておりますので、提出期限にご留意ください。



※申請先が都道府県となる場合については、都道府県が受け付けて一括で書類等確認機関へ確認依頼を行うケースがあります。このケースでのスケジュールは申請先となる都道府県へご確認ください。

具体的な書類等確認の依頼方法は、書類等確認機関HPをご確認ください。

書類等確認機関: (一社)農林水産航空・農業支援サービス協会

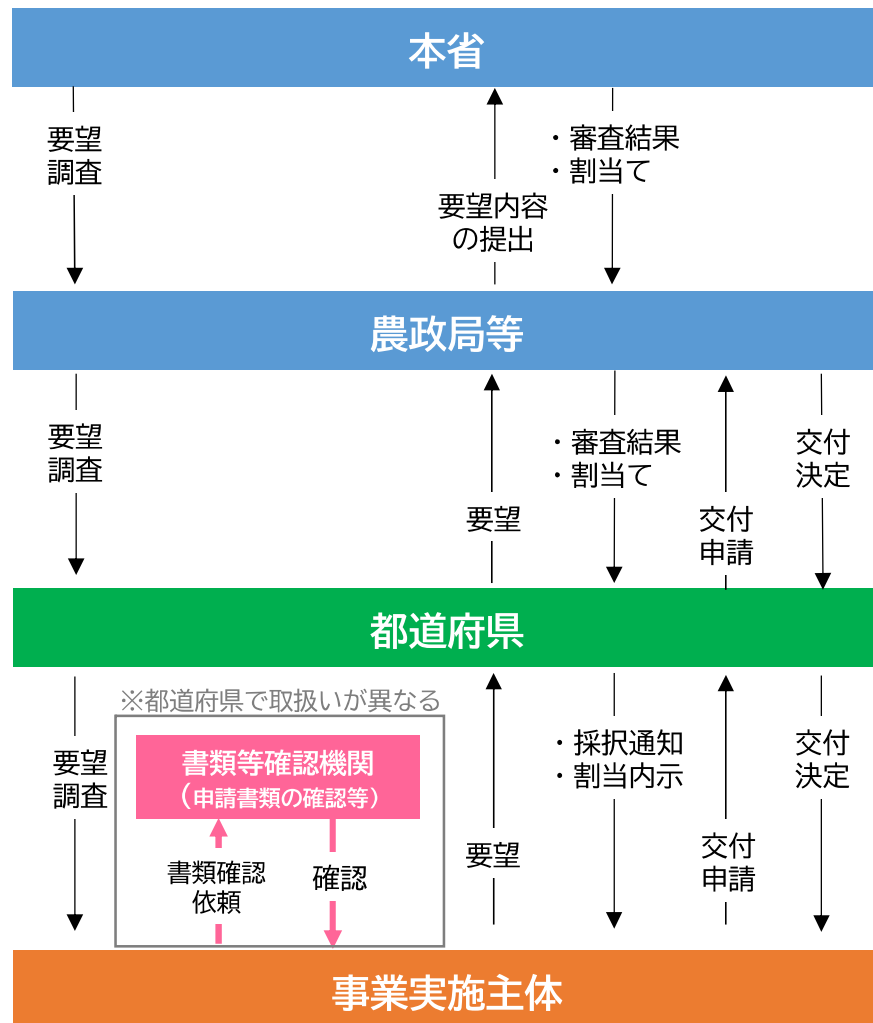
HP: <https://j3a.or.jp/>

※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 執行の基本スキーム イメージ図

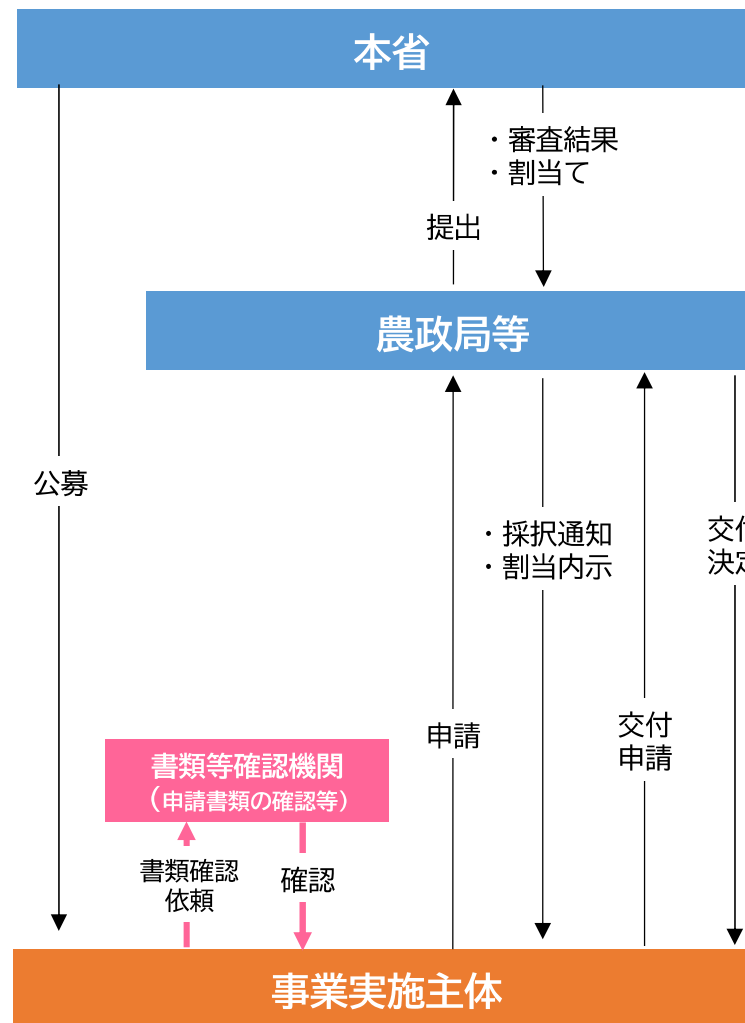
間接補助事業

- ・都道府県知事に申請する場合
※都道府県で取扱いが異なる



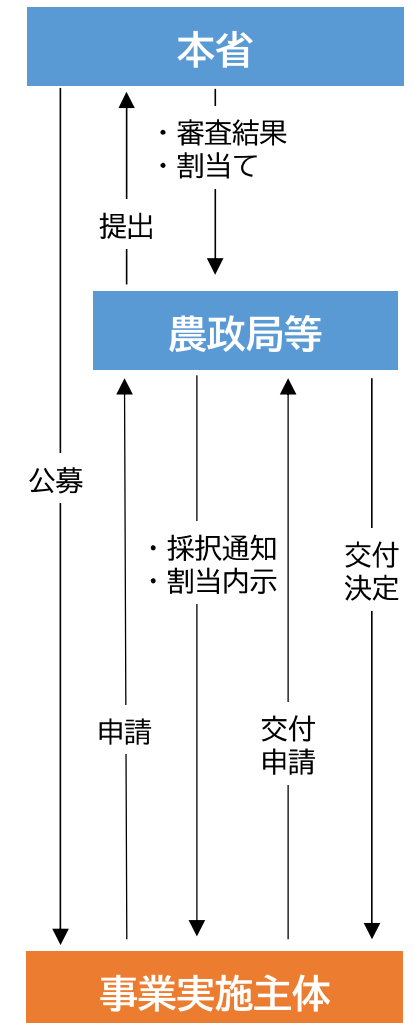
直接採択事業

- ・地方農政局長等に申請する場合



公募対象

- ・別記1の事業



※一部の都道府県で要望調査を実施していない場合があります。 ※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

本事業の申請に係る問い合わせ先

- ☑スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援
※複数都道府県にわたってサービスを実施する場合

各地方農政局等

- | | |
|---|--|
| ・北海道農政事務所 生産支援課
TEL:011-330-8822
☐:smart-hdao@maff.go.jp | ・近畿農政局 環境・技術課
TEL:075-414-9722
☐:kinki_kankyogijyutu@maff.go.jp |
| ・東北農政局 環境・技術課
TEL:022-221-6193
☐:tohoku-smart_agri@maff.go.jp | ・中国四国農政局 環境・技術課
TEL:086-224-4511
☐:seigikan.chushi@maff.go.jp |
| ・関東農政局 環境・技術課
TEL:048-740-0457
☐:kantosmano@maff.go.jp | ・九州農政局 環境・技術課
TEL:096-300-6273
☐:smart_kyushu@maff.go.jp |
| ・北陸農政局 環境・技術課
TEL:076-232-4893
☐:smart-hokuriku@maff.go.jp | ・内閣府沖縄総合事務局 生産振興課
TEL:098-866-1653
☐:sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp |
| ・東海農政局 環境・技術課
TEL:052-746-1313
☐:agsp_tokai@maff.go.jp | |

※申請者に代わって申請書の提出を検討されている方は、必ず事前に提出先へご相談ください。

- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援（都道府県域内でサービスを実施する場合）

都道府県



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service/r8tousho.html>

※サービス加速化事業(令和8年度当初予算)の「問い合わせ先」をご確認ください。

- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援(事業の相談・申請書類等の確認に関すること)

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会



<https://j3a.or.jp/>

TEL:03-6272-9283
☐:sj-check@j3a.or.jp

- ☑その他の事業メニュー
- ☑事業全般に関する事項

農産局技術普及課
(サービスユニット)

TEL:03-6744-2107
☐:nougyou_service@maff.go.jp

(参考) 審査基準について 1/3

- ・以下の審査基準に基づき、外部有識者等による審査・評価委員会で審査・採点し、予算の範囲内で評点の高いものから選定します。
- ・審査基準は、事業共通の審査基準と各メニューごと審査基準から構成されています。

※以下のほか採択しない場合の記載がありますので必ず実施要領をご確認ください。

1 共通の審査項目

配分基準・点数配分の概要

審査項目		1点		不採択	
必須事項	①事業実施主体の適格性 ①-1 要件を満たしているか ①-2 農業支援サービスに該当するか	①-1 要件を満たしている ①-2 農業支援サービスに該当する		①-1 要件を満たしていない ①-2 農業支援サービスに該当しない	
	②事業の継続性 財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか。	(損益計算書、貸借対照表等を提出できる場合) ア 財務状況が安定しており、事業の継続性が認められる イ 申請時点で本事業計画に係る取組に対して既に金融機関からの融資を受けている、融資が決定している又は融資交渉が成立している等により、事業の継続性が認められる		直近3年の決算において、 <u>経常損益が3年連続の赤字となっている、又は、直近1年の決算において債務超過となっているなど</u> 、事業の継続性が認められない。	
基本事項	①成果目標の妥当性 事業実施計画に記載の取組について、成果目標の達成の可能性はあるか。成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。	(損益計算書及び貸借対照表を提出できない場合) 決算書の代替として提出された書類から総合的に判断し、事業の継続性が認められる。		過年度の所得額に対して事業規模が過大であるなど、事業の継続性が認められない、又は、 <u>財務状況の安定性を判断できる書類がない</u> 。	
	②事業の実現可能性 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。	2点 ・適切に成果目標が設定されている	1点 ・一部精査が必要	不採択 ・適切とはいえない	
	③実施体制 事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。	・実現可能性がある	・一部精査が必要	・実現可能とはいえない	
	④事業費の妥当性 事業費は適正に算定されているか。	・効果的かつ適切に遂行できる体制になっている	・適切に遂行することができる体制になっている	・適切に遂行することができる体制になってない	
		・適正に算定されている	・一部精査が必要	・適正とは言えない	

(参考) 審査基準 2/3

2 各事業の審査項目 (スマート農業技術と産地の橋渡し支援)

審査項目

配分基準・点数配分の概要

審査項目	配分基準・点数配分の概要	
	1～10点	不採択
① 課題の妥当性 課題は、本事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。	合致する	合致しない
② スマート農業機械の改良により見込まれる効果 改良により、生産性の向上に向けた十分な効果の発揮が期待できるか。	効果の発揮が期待できる	効果の発揮が期待できない
③ 取組の普及性 改良されたスマート農業機械が、将来的に多くの農業者に対して活用される見込みがあるか。	多くの農業者に対して活用される見込みがある	農業者に対して活用される見込みがない
④ 総合評価 1の共通の審査項目及び本表の審査項目①から③までの審査を踏まえた総合的な評価	妥当といえる	妥当といえない

(ポイント加算)

⑤ スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定
事業実施主体の標記計画が認定されている又は促進事業者として位置付けられている場合加算(2点)

⑥ みどり投資税制との関連
本事業で利用するスマート農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合加算(1点)

⑦ サービス事業の提供期間の長期化等の取組
本事業の事業実施主体が、「みどりの食料システム法」に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合(1点)

(参考) 審査基準 3/3

2 各事業の審査項目 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)

審査項目

配分基準・点数配分の概要

1 計画内容の実効性

サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。

1～10点

計画内容に実効性が認められる

不採択

実効性が認められない

2 総合評価

1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を採点する。

総合的な評価として、妥当性を採点

妥当といえない

(ポイント加算)

3 農業現場への貢献度

成果目標のサービス事業の提供の拡大面積に応じた加算(0～10点)

4 新規事業への展開に係るポイント

新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稻の農薬散布サービスのみ利用する場合を除く)に取り組む場合等に加算(5点)

5 サービス事業の提供期間の長期化等の取組

実需者との連携による取組の場合又は複数産地間との連携による取組の場合加算(5点)

6 スマート農業機械の導入

スマート農業機械を導入する場合加算(15点)

7 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定

認定された標記計画の促進事業者として位置付けられている場合加算(10点)

8 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定

事業実施主体の標記計画が認定されている場合(5点)

9 みどりの投資促進税制の対象機械の導入

導入するスマート農業機械等が標記に該当する場合(5点)

10 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定

事業実施主体が標記計画の認定を受けている場合(5点)

11 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定

サービス事業の提供先の農業者が認定を受けている場合(5点)

12 地域計画への位置づけ

将来像が明確化された地域計画にサービス事業者として位置付けられている場合(5点)

13 中山間地域における農業支援サービスの展開

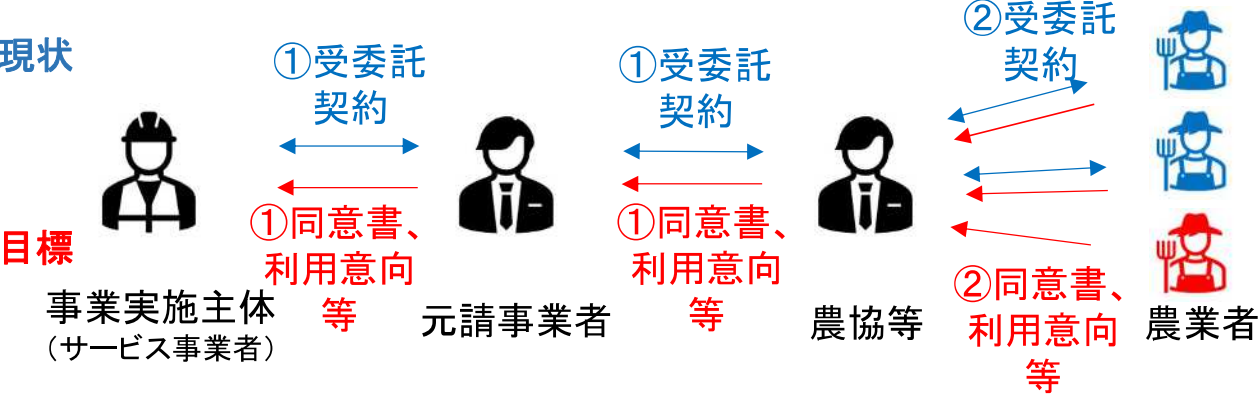
サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合(15点)

(別記2参考)

よくある不備(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

- ・専門作業受注型サービスは農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいることを原則としていますが、例えば複数の農業者の委託を農業協同組合や元請事業者などが取りまとめて契約し、別の事業者へ再委託する場合、この再委託を受ける農作業代行事業者についても、本事業の事業実施主体となり得ます。
- ・この場合、農業者と農業協同組合等との間と、農業協同組合等(元請事業者がいる場合は元請事業者を含む。)と農作業代行事業者との間のすべての段階の(再)受委託契約書等について、根拠書類(現状値の場合は契約書等、目標値の場合は同意書等)として提出していただく必要があります。

農協や元請事業者を経由して間接的にサービスを提供する場合の例



現状値の根拠の例

- ①事業実施主体と農協・元請事業者等との受委託契約書等
- ②農協・元請事業者等と農業者との受委託契約書等(※)

目標値の根拠の例

- ①事業実施主体と農協・元請事業者等との同意書等
- ②農協・元請事業者等と農業者との同意書等(※)

(※)個人情報の保護等の観点で、農業者個人の氏名等の情報は伏せていただいても構いません。個別農業者の契約書等が膨大になる場合には、当該契約書等を整備・保管の上でサービス提供に係るリストを作成し、提出することも可能とします。

引添

申請書類チェックシート_要望調査用

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
(農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

事業実施主体名

・申請書類の内容

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。
※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類	添付必須	チェック
14 成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
15 成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	○	

本事業の申請においては、成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値及び目標値の根拠の添付を求めています(審査項目「成果目標の妥当性」の審査項目において確認)。根拠となり得る何らかの資料の添付がない場合、「不採択」と審査される可能性がありますので、ご注意ください。

(別記2参考)

よくある不備(続き)(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

- ・農協や元請事業者を経由して間接的にサービスを提供する場合の別記2様式第1～3号(サービス事業利用者一覧)の記載例を掲載しますので参考にしてください。

【記載例】

別記2様式第1～3号(第7関係)

サービス事業利用者一覧
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

3 農協等を経由して間接的にサービスを提供する農業者

No.	サービスを展開する農協等名	サービス提供先の地域 (市町村、集落等名)	中山間地に該当 (※)	提供サービス(必ず記載すること)								目標年度までの契約書の有無	(ーの場合) 見込んだ方法
				内容(防除、施肥、収穫等) ※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A)サービスを 提供している 現状値面積	(B)成果目標年 度において サービスを提供 する面積	(B)-(A) 拡大面積	サービス利用 者数				
1	〇〇農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	〇〇市	-	防除	水稻	55 ha	125 ha	70 ha	35 人	○			
2	××農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	××町	-	防除	水稻	12 ha	14 ha	2 ha	7 人	-	××農協管内の農業者(組合員) 7名の同意書		
3	△△農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	△△市	-	防除	水稻	0 ha	100 ha	100 ha	10 人	-	△△農協管内の農業者(組合員) 10名の同意書		

※サービス提供先の地域が中山間地域とこれ以外に分かれる場合は、区別して記載すること(「中山間地域における農業支援サービスの展開」のポイント加算に該当しない整理とする場合には、この限りではない。)

農業者等を取りまとめる団体・機関名を記載の上、元請け事業者がある場合は下段に括弧書きで元請事業者名を記載してください。

拡大面積は、別記2様式第1～2号(推進事業実施計画書)の成果目標と整合を取ってください。

目標値の根拠となり得る契約書(原則、各段階(※)の受委託契約書)を添付する場合には、「○」を選択してください。契約書以外の根拠(原則、各段階(※)の同意書、農業者の利用意向等)を添付する場合には、「ー」を選択の上で、右欄に添付する資料の詳細を記載してください。

※例：農業者と農協、農協と元請事業者、元請事業者と事業実施主体 など

